

御代田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正の概要

1. 改正理由

御代田町合併処理浄化槽設置整備事業の適正な執行のため、要綱の一部を改正するもの。

2. 改正概要

(1) 補助対象は町民の建設する住宅に設置される合併処理浄化槽に限定し、別荘に設置されるものは対象外とする。

(補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに住宅建設によって御代田町内へ転入する者は対象とする。)

(2) 町民であっても、合併処理浄化槽の設置された住宅を建て替え、増築する際に新たに合併処理浄化槽を設置する者や、災害に伴うものを除く既設合併処理浄化槽の更新又は改築を行う者は対象外とする。

(3) 各様式の更新

3. 留意事項

(1) 申請にあたっては様式を更新しておりますので、新しいものをお使いください。

(2) 新たな添付書類はございませんが、書類の添付忘れにご注意ください。

(3) 転入予定であっても、交付申請時に御代田町に住所を持たない方については、住民票謄本（申請時の居住市町村発行のもの）が必要となりますので、ご注意ください。

以上